

「就労継続支援 B 型」事業所 らふぁえろ 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 かるぺでいえむが開設する「らふぁえろ」が行う指定就労継続支援 B 型の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が協力し、利用者に対し適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定就労継続支援 B 型事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ったサービスの提供に努める。

(2) 指定就労継続支援 B 型事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難な利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

(3) 指定就労継続支援 B 型事業者は、指定生活介護の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(4) 前3項のほか、「奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に定める内容を遵守するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 らふぁえろ
- (2) 所在地 奈良県奈良市高畑町 1055 番地 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員・サービス管理責任者と兼務)

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活支援員 1名 (非常勤職員 1名)

生活支援員は、利用者の日常生活における生活指導を行うとともに利用者の心身の特性に応じた訓練を行う。

- (3) 職業指導員 1名 (常勤職員 1名)

職業指導員は、作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキルの習得・向上に関することに従事する。

- (4) サービス管理責任者 1名 (常勤職員 1名・管理者と兼務)

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する就労継続支援 B 型以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含めて利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、就労継続支援 B 型の目標及びその達成時期、就労継続支援 B 型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援 B 型計画の原案を作成すること。
- (ウ) 就労継続支援 B 型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援 B 型計画を記載した文書（以下「個別支援計画書」という。）を利用者に交付すること。
- (エ) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも 6 か月に 1 回以上、個別支援計画の見直しをおこない、必要に応じて個別支援計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立したに自立生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の従業員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(利用定員)

第 5 条 事業所の定員は 20 名とする。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月火金土日
【ただし、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く。】
- (2) 営業時間 午前 10 時から午後 16 時まで

(指定就労継続支援 B 型の内容)

第 7 条 指定就労継続支援 B 型の内容は次のとおりとする。

- (1) 生産活動その他の活動の機会の提供
- (2) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (3) その他の必要な援助

(指定就労継続支援B型の賃金の支払い)

第8条

- (1) 事業者は、指定就労継続支援B型の生産活動に従事している利用者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。
- (2) 事業者は、指定就労継続支援B型の生産活動の機会の提供に当たっては、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業者は、現に指定就労継続支援B型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第10条 指定就労継続支援B型事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止のための措置)

第11条 障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(苦情への対応)

第12条 指定就労継続支援B型事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

(2) 指定就労継続支援B型事業者は、その提供したサービスに関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(3) 指定就労継続支援B型事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかんする限り協力する。

(勤務体制の確保)

第13条 指定就労支援B型事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定め、当該施設の従業員に対し、その資質の向上のために研修の機会を次のとおり確保する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年3回

(秘密の保持)

第14条 指定就労継続支援B型の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(1) 指定就労継続支援B型事業者は、従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(記録の整備)

第15条 指定就労継続支援B型事業者は、従業者、設備、備品、会計及び利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸書類を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他)

第16条 この規程で定める事項のほか、指定就労継続支援B型の運営に関する重要事項は株式会社かるぺでいえむと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。